

2 市町は、知事に協議し、その同意を得て、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

2 市町村は、知事に協議し、その同意を得て、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

(希少野生動植物種保護区の指定等)

第六十条 略

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県環境審議会及び関係市町の意見を聴かなければならない。

(希少野生動植物種保護区の指定等)

第六十条 略

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県環境審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町村長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

2 略

第八条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
藤津郡 嬉野市 杵島郡 鹿島市	略	所管区域

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 前

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
杵島郡 藤津郡 武雄市 鹿島市	略	所管区域

第九条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

佐賀中部保健所	名 称
佐賀市	位 置
佐賀郡 神埼郡 小城市 多久市 神埼市	所管区域

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 前

佐賀中部保健所	名 称
佐賀市	位 置
佐賀郡 神埼郡 小城市 佐賀市 多久市	所管区域

第十一条(佐賀県福祉事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

別表第二(第二条関係)

改 正 後

略	名 称
西部福祉事務所	区 域
野市	略
伊万里市	略
武雄市	略
鹿島市	略
嬉野市	略

別表第二(第二条関係)

改 正 前

略	名 称
西部福祉事務所	区 域
伊万里市	略
武雄市	略
鹿島市	略

第二条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

2 市町村は、知事に協議し、その同意を得て、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

改 正 後

(希少野生動植物種保護区の指定等)

第六十条 略

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県環境審議会及び関係市町の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町村長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

2 略

第八条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
藤津郡 嬉野市 杵島郡 鹿島市	略	所管区域

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 前

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
杵島郡 藤津郡 武雄市 鹿島市	略	所管区域

第九条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

(希少野生動植物種保護区の指定等)

第六十条 略

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県環境審議会及び関係市町の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町村長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

2 略

第八条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
杵島郡 藤津郡 武雄市 鹿島市	略	所管区域

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 前

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
杵島郡 藤津郡 武雄市 鹿島市	略	所管区域

第九条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

(希少野生動植物種保護区の指定等)

第六十条 略

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県環境審議会及び関係市町の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

4～9 略

(環境美化推進地域)

第七十五条 知事は、特に環境美化の推進を図る必要があると認める地域を、当該地域をその区域に含む市町村長と協議のうえ、環境美化推進地域として指定することができる。

2 略

第八条(佐賀県保健所条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 後

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
杵島郡 藤津郡 武雄市 鹿島市	略	所管区域

第一条 佐賀県保健所を次のとおり設置する。

改 正 前

杵島保健所	略	名 称
武雄市	略	位 置
杵島郡 藤津郡 武雄市 鹿島市	略	所管区域

第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。

一 保護施設

名 称	施設の種類	位 置
日の隈寮	救護施設	神埼市

第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。

一 保護施設

名 称	施設の種類	位 置
日の隈寮	救護施設	神埼郡神埼町

第十三条 (佐賀県立いづみ荘設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後

(位置)
第一条 いづみ荘は、佐賀県嬉野市に置く。

改 正 前

(位置)
第二条 いづみ荘は、佐賀県藤津郡嬉野町に置く。

第十四条 (佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後

(掛金の減額)

第九条 知事は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する掛金の額を当該各号に定める区分に従い減額することができる。ただし、加入者が県の区域内に住所を有しなくなつたときは、減額しないものとする。

改 正 前

(掛金の減額)

第九条 知事は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する掛金の額を当該各号に定める区分に従い減額することができる。ただし、加入者が県の区域内に住所を有しなくなつたときは、減額しないものとする。

一 略
二 県民税及び市町民税を課せられていない者又は免除されている者
掛金額の十分の五に相当する額

2・3 略
一 略
二 県民税及び市町村民税を課せられない者又は免除されている者
掛金額の十分の五に相当する額

(書類の経由)

(書類の経由)

第十五条 (佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後

(設置)

第二条 略

2 給水区域は、次に掲げる市町の区域のうち知事が指定する区域とする。

佐賀市

鳥栖市

神埼郡吉野ヶ里町

三養基郡基山町、上峰町、みやき町

改 正 前

(設置)

第二条 略

2 給水区域は、次に掲げる市町村の区域のうち知事が指定する区域とする。

佐賀市

鳥栖市

神埼郡三田川町、東脊振村

三養基郡基山町、上峰町、みやき町

第一條 この条例は、県内における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、市町と連携しながら、佐賀県企業立地促進特区内における県税の特例措置、

第一條 この条例は、県内における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、市町と連携しながら、佐賀県企業立地促進特区内における県税の特例措置、

2 この条例又はこの条例の施行のための規則の規定により知事が交付する通知書（県外に住所を有する年金受給権者に係るものと除く。）は、市町長を経由して提出しなければならない。

2 この条例又はこの条例の施行のための規則の規定により知事が交付する通知書（県外に住所を有する年金受給権者に係るものと除く。）は、市町村長を経由して提出しなければならない。

所を有する年金受給権者に係るものと除く。）は、市町長を経由して提出しなければならない。

所を有する年金受給権者に係るものと除く。）は、市町村長を経由して提出しなければならない。

補助事業等を実施することにより、県内における企業の立地を促進することを目的とする。

補助事業等を実施することにより、県内における企業の立地を促進することを目的とする。

(企業立地促進特区の指定等)

第三条 知事は、市町長の申出に基づき、当該市町の区域を特区として指定することができる。

2・3 略

(固定資産税の課税免除等)

第六条 知事は、対象施設の用に供する固定資産（県税条例第百三十三条に規定する大規模の償却資産に該当するものに限る。）に対して課する固定資産税については、市町が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後引き続く五年度については課税を免除し、その翌年度以後引き続く五年度については県税条例第百三十五条の規定にかわらず、百分の〇・七とすることができる。

(課税免除等の適用除外)

第十二条 知事は、第四条から第七条までの規定による特例措置を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による特例措置を適用しないものとする。

一 略

二 前条の規定による特例措置の申請に係る対象施設の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町か

(企業立地促進特区の指定等)

第三条 知事は、市町村長の申出に基づき、当該市町村の区域を特区として指定することができる。

2・3 略

(固定資産税の課税免除等)

第六条 知事は、対象施設の用に供する固定資産（県税条例第百三十三条に規定する大規模の償却資産に該当するものに限る。）に対して課する固定資産税については、市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後引き続く五年度については課税を免除し、その翌年度以後引き続く五年度については県税条例第百三十五条の規定にかわらず、百分の〇・七とすることができる。

(課税免除等の適用除外)

第十二条 知事は、第四条から第七条までの規定による特例措置を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による特例措置を適用しないものとする。

一 略

二 前条の規定による特例措置の申請に係る対象施設の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町か

第十七条（佐賀県卸売市場条例の一部改正）に係る新旧対照表

らその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。
かわらず、その履行をしないとき。

村からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

	改	正	後		改	正	前
	(設置及び組織等)				(設置及び組織等)		
第二十四条 略	2 略			第二十四条 略	2 略		
二 市町長	一 略			二 市町村長	一 略		
三・六 略	三・六 略			三・六 略	三・六 略		
4・8 略	4・8 略			4・8 略	4・8 略		

第十八条（佐賀県労政事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改	正	後		改	正	前
	(名称及び位置等)				(名称及び位置等)		
二 市町村長	一 略			二 市町村長	一 略		
三・六 略	三・六 略			三・六 略	三・六 略		
4・8 略	4・8 略			4・8 略	4・8 略		

第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

	改	正	後		改	正	前
	(名称及び位置等)				(名称及び位置等)		
第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	改 正 後			第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	改 正 前		
第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		

第十九条（佐賀県労政事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改	正	後		改	正	前
	(名称及び位置等)				(名称及び位置等)		
第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	改 正 後			第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	改 正 前		
第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第二条 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		

第二十条（さがの食と農を盛んにする県民条例の一部改正）に係る新旧対照表

名 称	位 置	所 管 区 域
佐賀県佐賀勞政事務所	佐賀市	佐賀市 鳥栖市 小城市 佐賀郡 神埼郡 多久 三養基郡
略	略	略
略	略	略

名 称	位 置	所 管 区 域
佐賀県佐賀勞政事務所	佐賀市	佐賀市 鳥栖市 小城市 佐賀郡 神埼郡 多久 三養基郡
略	略	略
略	略	略

況が大きく変化している。

このため、将来の農業経営や日々の安全な食料の確保が危惧されている。

そこで、県民の貴重な財産である本県の農業及び農村の魅力と活力を再構築するため、国づくり、地域づくりを支えているのは農業及び農村であり、食の安全と環境を守り、地域おこし、地域の活性化のためにには農業及び農村を大切にしていかなければならないことを、県民一人ひとりの基本認識として、農業及び農村を振興していくことが重要である。

このようなことから、本県における農業及び農村の振興に関して、県、市町、農業者、農業関係団体及び地域住民が果たすべき役割や方策を明らかにするために、この条例を制定する。

（県の責務）

第三条 県は、農業及び農村の振興に向け、国、市町、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業リーグが縦横に走る肥よくな佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業の盛んな県として発展してきた。

私たちは、生命と暮らしの根幹である「食と環境」を支える農業及び農村を県民の貴重な財産として、次の世代に引き継いでいかなければならぬ。

しかしながら、近い将来に、世界の食料需給がひつ迫することが懸念される中で、輸入農産物の増加や食料消費の変化、農業就業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、農業及び農村を取り巻く状

況が大きく変化している。

このため、将来の農業経営や日々の安全な食料の確保が危惧されている。

そこで、県民の貴重な財産である本県の農業及び農村の魅力と活力を再構築するため、国づくり、地域づくりを支えているのは農業及び農村であり、食の安全と環境を守り、地域おこし、地域の活性化のためにには農業及び農村を大切にしていかなければならないことを、県民一人ひとりの基本認識として、農業及び農村を振興していくことが重要である。

このようなことから、本県における農業及び農村の振興に関して、県、市町村、農業者、農業関係団体及び地域住民が果たすべき役割や方策を明らかにするために、この条例を制定する。

（県の責務）

第三条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。

3 略

（市町の役割）

第四条 市町は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農

3 略

（市町村の役割）

第四条 市町村は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農